

仮称・松戸市住民投票条例（素案）

目次

- 第1章 総則（第1項・第2項）
- 第2章 投票資格者（第3項）
- 第3章 住民投票の請求及び発議（第4項－第8項）
- 第4章 署名等（第9項－第12項）
- 第5章 投票（第13項－第21項）
- 第6章 開票（第22項－第25項）
- 第7章 情報の提供及び投票運動（第26項・第27項）
- 第8章 委任（第28項）

第1章 総則

1 目的

この条例は、市政運営上の重要事項について、市民に直接意思を確認するための住民投票に係る基本的事項を定めることにより、市民の意思を市政に反映し、もって市民自治の確立に資することを目的とする。

2 住民投票の対象事項

住民投票に付することができる市政運営上の重要事項（以下「重要事項」という。）は、市民に直接賛否を問う必要があると特に認められる事項であつて、市及び市民全体に直接の利害関係を有するものとする。ただし、次に掲げる事項を除く。

- ア 市の権限に属さない事項
- イ 法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項
- ウ 専ら特定の市民又は特定の地域にのみ関係する事項
- エ 市の組織、人事及び財務に関する事項
- オ 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項
- カ その他、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

第2章 投票資格者

3 投票資格者

(1) 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 年齢満18歳以上の日本国籍を有する者で、その者に係る本市の住民票が作成された日から引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録されているもの

イ 年齢満18歳以上の永住外国人で、その者に係る本市の住民票が作成された日から引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録されているもの

(2) 前号イの「永住外国人」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者

第3章 住民投票の請求及び発議

4 投票資格者の請求

(1) 投票資格者は、その総数の10分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対し、重要事項について住民投票を実施することを請求することができる。

(2) 前号の規定により住民投票の実施を請求しようとする代表者（以下「代表者」という。）は、市長に対し、住民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書（以下「実施請求書」という。）をもって当該事項が重要事項であること及び賛成又は反対を問う形式に該当することの確認を請求し、かつ、文書をもって代表者であることの証明書（以下「代表者証明書」という。）の交付を申請しなければならない。

(3) 市長は、前号の規定による請求及び申請があった場合において、次に掲げる事項のすべてに該当することを確認したときは、速やかに代表者に実

施請求書を返付するとともに代表者証明書を交付し、その旨を告示しなければならない。

ア 実施請求書に記載された住民投票に付そうとされる事項が重要事項であること。

イ 賛成又は反対を問う形式であること。

ウ 代表者が投票資格者であること。

(4) 市長は、代表者証明書を交付するときは、代表者証明書の交付申請の日現在における投票資格者の総数の10分の1の数を代表者に通知するとともに、告示しなければならない。

(5) 代表者は、第4章に定めるところにより署名等を求め、提出した署名簿の返付を受けたときは、当該署名簿の返付を受けた日から5日以内に住民投票の実施の請求をしなければならない。

5 市議会の請求

市議会は、議員の定数の10分の1以上の者の賛成を得て提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された重要事項について、市長に対し、住民投票を実施することを請求することができる。

6 市長の発議等

(1) 市長は、重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

(2) 市長は、投票資格者又は市議会から住民投票の実施に係る請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

7 請求及び発議の形式

住民投票に係る請求及び発議に当たっては、住民投票に付そうとする事項について賛成又は反対を問う形式により行わなければならない。

8 請求及び発議の制限

住民投票の請求又は発議をしようとする者は、次の各号に該当する事項と同一又は実質的に同一と認められる事項について、当該各号に定める期間、これを行うことができない。

ア 既に請求又は発議に係る手続が開始されている事項 当該請求又は発議

に係る住民投票の手続が行われている期間

イ この条例により住民投票に付されたことがある事項 第24項の(1)の規定による告示がされた日から2年が経過するまでの期間

第4章 署名等

9 署名等の収集

- (1) 代表者は、住民投票の実施の請求者の署名簿（以下「署名簿」という。）に実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、投票資格者に対し、署名等（署名をし、印を押すことに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。）を求めなければならない。
- (2) 代表者は、投票資格者に委任して、署名簿に署名等を求めることができる。
- (3) 代表者は、本市の区域内で衆議院議員、参議院議員、千葉県の議会の議員若しくは知事又は本市の議会の議員若しくは市長の選挙（以下「選挙」という。）が行われることとなるときは、地方自治法施行令第92条第4項に規定する選挙前の一定期間においては、署名等を求めることができない。
- (4) 署名等は、第4項の(3)の規定による告示（住民投票の実施請求に係る事項が重要事項であること及び賛成又は反対を問う形式に該当すること並びに代表者が投票資格者であることを確認した旨の告示）があった日から2か月以内でなければこれを求めることができない。ただし、前号の規定により署名等を求めることができないこととなった場合においては、その期間は、同号の規定により署名等を求めることができないこととなった期間を除き、第4項の(3)の規定による告示の日から62日以内とする。

10 署名簿の提出等

- (1) 署名簿に署名等をした数が必要署名者数以上となったときは、代表者は、署名収集期間の満了の日の翌日から5日以内にすべての署名簿を市長に提出し、署名簿に署名等をした者が、代表者証明書の申請の日現在、投票資格者であることの証明を求めなければならない。

- (2) 市長は、署名簿の提出を受けた場合において、署名簿に署名等をした者の数が必要署名者数に満たないことが明らかであるとき、又は署名収集期間を経過しているときは、当該提出を却下しなければならない。

1 1 審査名簿の調製

- (1) 市長は、前項の(1)の規定により署名簿の提出を受けた場合においては、同項の(2)の規定により却下するときを除き、審査名簿（第4項の(2)の規定による代表者証明書の申請の日現在の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。
- (2) 市長は、審査名簿の調製をしたときは、その日の翌日から5日間、投票資格者からの申出に応じ、審査名簿の抄本（当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。）を閲覧させなければならない。
- (3) 審査名簿の登録に関し不服のある者は、前号に規定する閲覧の期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。
- (4) 市長は、前号の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から7日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を速やかに審査名簿に登録し、又は審査名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないとして決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。
- (5) 市長は、審査名簿の調製をした日後、当該調製の際に審査名簿に登録されるべき投票資格者で、投票資格者である者が審査名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに審査名簿に登録しなければならない。

1 2 署名等の審査等

- (1) 市長は、署名等の証明を求められたときは、その日から60日以内に署名簿に署名等をした者が審査名簿に登録されている者かどうかの審査を行い、署名等の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。

- (2) 市長は、署名等の証明が終了したときは、その日から7日間、その指定した場所において署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。
- (3) 市長は、あらかじめ前号の署名簿の縦覧の期間及び場所を告示し、かつ、公衆の見やすい方法により公表しなければならない。
- (4) 署名簿の署名等に関し不服のある関係人は、縦覧の期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。
- (5) 市長は、異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から14日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、速やかに署名簿の署名等の効力に係る証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示し、その申出を正当でないと決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。
- (6) 市長は、(2)に規定する縦覧の期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前号の規定によるすべての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、署名簿を代表者に返付しなければならない。

第5章 投票

1.3 住民投票の執行

- (1) 住民投票は、市長が執行するものとする。
- (2) 市長は、第6項の規定により住民投票を実施するときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

1.4 投票の期日

- (1) 市長は、前項の(2)の規定による住民投票の実施に係る告示の日から起算して30日を経過した日から90日を超えない範囲内において住民投票の投票日を定め、住民投票を実施しなければならない。
- (2) 市長は、前号の規定により投票日を決定したときは、当該投票日の少なくとも7日前までに告示しなければならない。

- (3) 前号の規定による告示の日以後、投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、千葉県の議会の議員若しくは長の選挙又は松戸市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他市長が特に必要があると認めるときは、市長は投票日を変更することができる。この場合において、市長は速やかにその旨を告示し、変更後の投票日の少なくとも5日前までにその期日を告示しなければならない。

1 5 投票資格者名簿の調製

- (1) 市長は、投票資格者名簿（前項の(2)及び(3)の規定による投票日の告示日（以下「投票告示日」という。）の前日（同項の(3)の規定により投票日を変更する場合にあっては、市長が別に定める日）現在（投票資格者の年齢については、投票日現在）の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。
- (2) 市長は、投票資格者名簿の調製をしたときは、投票資格者（投票資格者名簿に登録された者に限る。）からの申出に応じ、投票資格者名簿の抄本（当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。）を閲覧させなければならない。
- (3) 投票資格者の登録に関し不服のある者は、文書をもって市長に異議を申し出ることができる。
- (4) 市長は、異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から3日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を速やかに投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないとして決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。
- (5) 市長は、投票資格者名簿の調製をした日後、当該調製の際に投票資格者名簿に登録されるべき投票資格者で、かつ、引き続き投票資格者である者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに投票資格者名簿に登録しなければならない。

1 6 投票所等

- (1) 投票所及び第20項に規定する期日前投票における投票所(以下「期日前投票所」という。)は、市長の指定した場所に設ける。
- (2) 市長は、投票日の5日前までに投票所を、投票告示日に期日前投票所をそれぞれ告示しなければならない。

1 7 投票資格者名簿の登録と投票

- (1) 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。
- (2) 投票資格者名簿に登録された者であっても、誤載その他の事由により投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

1 8 投票資格者でない者の投票

投票日(第20項に規定する期日前投票にあつては、当該投票の当日)、投票資格者でない者は、投票をすることができない。

1 9 投票の方法

- (1) 住民投票の投票は、1人1票とし、秘密投票とする。
- (2) 住民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。
- (3) 投票人は、投票用紙に記載するときは、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に○の記号を表す印を押す方法により、自ら○の記号を記載しなければならない。
- (4) 前号及び第23項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、点字投票又は代理投票を行うことができる。

2 0 期日前投票等

投票人は、前項の(2)の規定にかかわらず、別に定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

2 1 投票の秘密の保持

何人も、投票人のした投票の内容を陳述する義務はない。

第6章 開票

2.2 開票所

- (1) 開票所は、市長が指定した場所に設ける。
- (2) 市長は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

2.3 無効投票

次のいずれかに該当する住民投票の投票は、無効とする。

- ア 所定の用紙を用いないもの
- イ ○の記号以外の事項を記載したもの
- ウ ○の記号を記載していないもの
- エ ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- オ ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したか判別
が難しいもの
- カ 白紙投票

2.4 投票の結果

- (1) 市長は、投票の結果が判明したときは、速やかに付議事項に対する賛成の投票の数及び反対の投票の数並びにこれらの投票の数を告示しなければならない。
- (2) 市長は、投票資格者からの請求による住民投票については代表者に、市議会からの請求による住民投票については市議会の議長に、投票の結果を通知しなければならない。

2.5 投票結果の尊重

市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

第7章 情報の提供及び投票運動

2.6 情報の提供

- (1) 市長は、投票告示日（第14項の(3)の規定による変更後の投票日の告示日を除く。次号において同じ。）から投票日の2日前までに、住民投票の実施に係る請求等の内容の趣旨及び第14項の(2)及び(3)に規定する告示の内

容その他住民投票に関し必要な情報を広報その他適当な方法により、投票資格者に対して提供するものとする。

- (2) 市長は、投票告示日から投票日の前日までの間、住民投票の実施に係る請求等の内容を記載した文書の写し及び住民投票の実施に係る請求等の事案に係る資料その他行政上の資料を一般の縦覧に供するものとする。ただし、松戸市情報公開条例第7条に規定する非開示情報に該当するものについては、この限りでない。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長は、必要に応じて公開討論会、シンポジウムその他住民投票に係る情報の提供に関する施策を実施する等、投票資格者に対し住民投票に係る情報を広く提供するよう努めなければならない。
- (4) 市長は、情報の提供に際しては、中立性の保持に留意し、公平に扱わなければならない。

27 投票運動

- (1) 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。
- (2) 投票告示日から投票日までの期間に、本市の区域内で行われる選挙の期日の公示又は告示の日から当該公示又は告示に係る選挙の期日までの期間が重複するときは、当該重複する期間、当該住民投票に係る住民投票運動をすることができない。

第8章 委任

28 規則への委任

この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。